

## 令和6年度第1回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 会議録

|                    |                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議題<br>(確認・検討事項)    | (1) 茅ヶ崎市成年後見支援センター（中核機関）の状況について<br>(2) 地域福祉推進のためのアンケート調査の質問項目について（成年後見制度関連）<br>(3) その他                                                                                                                       |
| 日時                 | 令和6年7月10日（水）18時30分～20時                                                                                                                                                                                       |
| 場所                 | 茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4・5                                                                                                                                                                                           |
| 出席者氏名              | （構成員）<br>内嶋順一、尾上美子、小野田潤、渡辺和也、条智仁、高崎義裕、石田篤史、柴田勝一、茂木香代子<br>（欠席構成員）<br>大木教久<br>（関係機関等）<br>茅ヶ崎市社会福祉協議会（細谷誠事務局次長）<br>障がい福祉課（荒井課長補佐）<br>高齢福祉課（本多課長補佐）<br>（事務局）<br>地域福祉課（瀧田課長、大澤課長補佐、加藤主任、小林主事、横山事務局次長補佐（※市社協交流職員）） |
| 会議資料               | 次第<br>資料1 茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況について<br>資料2 地域福祉推進のためのアンケート調査の質問項目（成年後見制度）について<br>参考資料1 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等<br>参考資料2 参考資料1のグラフ                                                                                   |
| 会議の公開・非公開          | 公開                                                                                                                                                                                                           |
| 非公開の理由             | —                                                                                                                                                                                                            |
| 傍聴者数<br>(公開した場合のみ) | 1人                                                                                                                                                                                                           |

## ●開会

### ○瀧田課長

定刻になりましたので、令和6年度第1回茅ヶ崎成年後見制度利用促進会議を始めさせていただきます。本日はご多忙のところご出席いただきありがとうございます。おかげさまで成年後見支援センターも開設から1年を経過いたしました。皆様におかれましては、日頃より本市の成年後見制度推進及びセンターの運営等に当たり、ご理解ご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

今回委員が交代となりましたので、私の方からご紹介をさせていただきます。まず、地域包括支援センターより、青柳構成員に代わり石田構成員がご参加くださいます。よろしくお願いいたします。

### ○石田構成員

地域包括支援センターゆずの石田です。よろしくお願いいたします。

### ○瀧田課長

続いて、湘南ふくしネットワークオンブズマン三谷構成員に変わり、高崎構成員がご参加くださいます。よろしくお願いいたします。

### ○高崎構成員

湘南ふくしネットワークオンブズマン高崎です。私はオブザーバーとして以前この会議に参加させていただきました。3月までは相談員としてセンターで相談対応していました。法人での事情があつてセンターの相談は終了して、今後はNPOの法人後見を中心に行っていきます。よろしくお願いいたします。

### ○瀧田課長

ありがとうございます。

それでは、本日の議題を進めてまいります。お手元の資料の通り、確認検討事項としてその他を含め3件でございます。議題1の茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況について、事務局よりご説明いたします。

## ●議題(1)茅ヶ崎市成年後見支援センター（中核機関）の状況について

### ○瀧田課長

それでは議題の方を進めてまいります。

### ○大澤課長補佐

皆様、こんばんは。地域福祉課の大澤です。早速、議題1茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況についてご報告させていただきます。資料1をお手元にご用意いただければと思います。国の第1期成年後見制度利用促進基本計画の5つの項目に沿って活動についてまとめました。資料に沿いながらご報告させていただきたいと思います。横山と加藤からご報告させていただきます。

### ○横山次長補佐

皆様、こんばんは。成年後見支援センターの横山です。議題1令和5年度茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況について、5つの項目で報告しますが、項番1番と4番5番は横山が、2番3番は加藤から報告させていただきます。

まず、令和5年度の状況についてです。昨年4月17日に移転開設しまして、平日9時から17時まで開所。基本的には分庁舎1階に4名の相談員が配置する形で相談対応を行ってきました。

これから5つの機能についてそれぞれにどういったことを取り組んできたか。それに対しての課題とこれからの取り組み方針を報告させていただきまして、後程皆様からご意見をいただければと思います。

1 番目広報機能で取り組んできたこととしては、判断能力の低下に伴い成年後見制度の利用が必要な方がセンターにつながって支援が届くようにするためには、特に支援者や関係機関の皆様の協力が不可欠だと考えております。その中でいろいろな広報媒体による広報とともに、実際に包括や相談支援事業所に訪問させていただきましてヒアリングを行いながら、まずはセンターの役割の説明を進めさせていただきました。詳細は資料のとおりですが、チラシやパンフレット等による広報、連携強化に向け各包括や相談支援事業所の訪問、また勉強会による事例検討や講演会等で広報を進めてきました。

課題と今後の方針ということで説明させていただきます。課題としては、包括との連携では、いろいろとヒアリングしていく中で、やっぱりセンターがどこまで対応してくれるのか、そういった役割分担の確認のところが多くありました。これに対して、やはりケースごとに多少差があるんですけども、実際にどういうふうにやっていくかというところの実の部分であったり、もしくは事例検討の機会を設けてそういった中でお互いの役割を確認して、連携の形を引き続き作っていきたいと考えております。そういった機会をこれからもどんどんと設けて、お互いの役割分担、どこまでできるかということを確認できるように進めていきたいと思っております。

2 点目としては、各機関からセンターをご紹介いただいているんですけども、なかなか成年後見制度の正しい理解がされてないところもあって、必ずしも後見制度の対象ではない方が紹介されることもありました。その中で、成年後見制度の正しい理解を促す必要があります。そのために銀行等の金融機関と意見交換の場を持って、制度の理解と、また逆に銀行等それぞれの代理権の制度などもありますので、そういったところも含めて、できる範囲、もしくはサービスの内容を確認させていただけたらと思っております。また、出前ミニ講座等も行っておりますが、各関係機関等の研修で活用していただくような形で、理解を進めていただくこともやっていけたらと考えております。

続いて3 点目ですけれども、将来準備としての成年後見制度の利用を考える方が一定数いらっしゃいます。その中で、将来不安があっても、漠然としているところが多いです。そういったところで、課題整理の提案から必要になることがあります。そこに対しては、エンディングノート、茅ヶ崎版もありますけれどもそういったものを使った形で、将来不安の課題整理も含めて活用できるような、実際にエンディングノートは自分たちで理解してつくれるように、そういったイベントとか講演会のところを検討していけたらと考えております。

また、連携の推進に向けて成年後見支援ネットワーク勉強会、今年度も6月に行われておりますけれども、その参加対象についてもケアマネ等が今入っていない状況ですので、そういったところを広げていくことも検討してより関係機関の共有、もしくは連携の機会を持って、お互いの役割を理解していただく中で、後見制度の広報、理解に繋がるような形で進めていけたらと思っております。

#### ○加藤主任

2 番の相談機能について、3 ページ目をご覧くださいければと思います。

相談機能に関しては成年後見制度の趣旨である、ご本人を中心にですとか、中核機関の役割としてチームで支援していくことが大事であると思っておりますので、そういったところを念頭に相談対応を行うように心がけてきました。

中核機関は組織としてやっているの、週1回はケース対応の方向性や対応方針について、メンバーみんなで検討を行って相談支援にあたりました。

3 番目のところ、当面の生活費がないですとか、ご本人に結構拒否が強いとか、あとご本人とか家族の困り感がなく、だけど周りの人はちょっと心配だなと思っているケースもご相談がありまして、そういった複数の課題があるケースに関しては、ご本人との関係づくりから取り組み、いろん

な関わる複数の機関で役割を分担しながら対応するというところでやってきました。

そういった中でも、中核機関、行政だけでは判断が難しいケースもありまして、そういったところに関しましては、皆さんのご協力をいただいて専門相談ですとかアドバイザー相談、あとはこういった会議の場を活用させていただいて、皆様のご助言いただきながら対応を行っていきました。

相談の中でも虐待が疑われるケースも4件ぐらいありまして、そのときには高齢福祉課ですとか障がい福祉課に対応の調整を図りました。

課題に関しては、やはり相談者の意向を、成年後見制度を使った方がいいんじゃないかっていうような結構相談者によった相談、相談者の意向にかなりよっている時もあったので、そういった時には必ずご本人の意向を確認していくことを大事にしてやってきたんですけれど、やっぱりそこをもっともっとやっていく必要があるなと思っています。その中にはご本人に困り感が無かったりとか、あとは後見制度以外に、課題整理に時間を要するケースとかもありまして、ここ1年、いろいろやってきた中で、どのようにセンターが関わるかを整理していく必要があるなと思っています。

今後の対応方針になるんですけども、先ほど言ったようなケースに関しましては、やっぱり時間がどうしてもかかってしまいます。ただ時間かかってでも中核機関としてはご本人の気持ちに寄り添いながら、課題の整理とか、ご本人の困り感をキャッチしたいとか、あと成年後見制度なのかそれともそれ以外の制度の支援が必要なのかについて、整理をして取り組んでいくことが大事なななと思っています。そういった方向でやっていきたいと思っていますが、何かここに関して、ご意見があれば後程いただければと思います。

ケース対応に関しましては、関係機関と役割分担しながらやっていくんですけれども、ネットワークの構築だったり、そういった調整の役割をセンターが担っている、中核機関に期待されているところがありますので、そういったところの認識をセンターのメンバーも深めて進行管理、ケースの進捗管理だったりそういったところをやっていく必要があるかなと思っています。

引き続き複合的な課題があるケースの相談は、また増えてくると思いますのでそういったときに皆様にご協力をいただけると助かります。

最近少し増えてきているのが、キーパーソンの高齢化、親亡き後の相談です。今できる方がいらっしゃるうちに、必要な調整とか手続きが進められるように、当事者団体ですとか親の会を通じて制度の周知を図っていききたい。また、センターの存在の周知も図っていききたいと考えています。相談機能に関しましては以上です。

続いて3番の利用促進機能、5ページ目をご覧ください。利用促進機能に関しましては、親族申立てもご相談としては多くありまして、先ほどもお伝えした通り、やっぱり、ご親族の意向だけで対応するのは少し不安がありますし、制度の本来の趣旨とは違うのかなというところもありますので、ご本人の意思とか意向を都度確認しながら、申立て手続きの支援を進めました。相談機能と同様、関係機関と連携しながら申立ての書類の作成を支援しました。本人情報シートの作成はケアマネにお願いしたり、診断書の取得に関して、通院を一緒にしていただく必要があった場合や候補者の推薦に関しまして関係機関の方でご協力いただける場合をお願いしてやっていただけてきました。

市長申立に関しては、ご本人、ご家族ではちょっと難しいなという方もいらっしゃいましたので、事前に高齢福祉課、障がい福祉課に相談させていただいて、こういうところを先に確認して欲しいとか助言をいただきながら、申立てにつなげたケースも幾つかありました。

市民後見人養成に関しましては、バンク登録者のモチベーション維持ですとか、受任調整がなかなか進まないなというところもあったんですけれども、どうしたら進めることができるかということで、市社協と協議をしながら進めてきました。具体的には法人との複数受任ができないかとか、市長申立からの円滑な推薦ができないかとか、そういったところを進めてきました。

課題に関しまして6ページ目をご覧ください。本人申立に関して補助、保佐の類型相当の方の申立てですとか、あと申立人が結構高齢な方もいらっしゃいまして、丁寧な支援が必要なケースがありました。先ほどお伝えしたように申立て支援をやっていくときに関係機関のご協力もいただいている部分はあるんですけれども、関係機関の負担に繋がってる可能性もあるなというふうに感じて

います。

それから三つ目のところ、候補者推薦の調整がご本人の状況や環境から調整が必要なケースに関してはセンターも関わっていくんですけど、よりよいマッチングができるように取り組んでいく必要があると考えています。

市民後見人バンク登録者数は、増えつつあるんですけども、1人で受任するのは大丈夫なのかなというような声があったり、バンク登録者ご自身の負担感を感じる部分がありまして、その解消に向けて受任形態ですとか、士業の皆さんからのリレーですとか、市長申立、センターからのつなぎによる案件の拡大とか、そういったやり方の検討が必要だと思っています。

こういった課題に対し今後の対応方針としましては、今までもやってきた部分ではあるんですけど、本人の意思決定支援をやはり第一に関係機関と連携しながら申立支援を行いたいと思っています。それから、関係機関との連携が増えていくと思うんですけども、何のために成年後見制度が必要なのかということに関しまして、関係機関からのご理解を得るように努めたり、役割分担も丁寧にするということを心がけようと思っています。

先ほどのより効果的なマッチングができるようにというところで、受任調整における基準を整理して作成していく必要があると思っています。

市民後見人に関しましては、やはり引き続きこういった形が受任しやすいのかというところの体制の検討をしていきたいと思っています。

2番と3番に関しましては以上になります。

#### ○横山次長補佐

続きまして7ページ目、4後見人支援機能について、資料をご覧ください。取り組んできたこととしましては、親族後見を支援。こちらに関しては相談に対する助言のほか、専門相談につないだり、課題解決の支援を行ってきました。また、初回もしくは定期報告の作成についての助言を行ってきております。実際に報告書作成支援は記載の通り10件の方がありました。

続いて市民後見人への支援、こちらについて中心は社協の方で行っておりますけれども、現在、4名が受任中で、市社協で定期的な面談や随時の相談の対応を行っていただいて、後見活動のサポートをしていただいております。特に令和5年度に受任した案件については、これまでは市社協から移行の案件が多かったんですけども、そういった案件ではなかったということもあり、受任後の適切なフォローができるように、受任前から市社協に関係機関とネットワーク構築を意識的に取り組んでいただいて、フォローを行っていただいたところがございます。

後見人等選任後のチーム会議の実施というところで、顔合わせを行ったケースが5件ぐらいあるんですけども、こちらの中には継続的に関わるようなケースもございます。

家裁との適切な連絡体制の構築というところでは、最初こちらのセンターができたときに課長と課長補佐の方で横浜家裁に挨拶に伺い、審判の際に茅ヶ崎市の案件に関しては、茅ヶ崎市成年後見支援センターのパンフレットを同封いただいて、受任後の支援先としてこういったところもあるよということで紹介いただくというお願いをしてみました。相談の中で判断に迷うケースがあった場合には適宜、家裁の指示を仰ぐようにしています。

課題になりますけれども、親族後見人の報告書についてどこまでセンターの方で助言できるのかなというところ、特に支出関連等でなかなか微妙な内容があった場合とか、そういった時に確認事項について、ある程度センターの中で整理を行っていく必要があるのではないかとこのところがございます。

また、特に選任後の顔合わせ、役割分担のところで、選任されて以降の関わりが少ないという中で、本人の意思決定支援であったり、申立て時の課題とその状況確認、どういうふうに動いていったかを確認しながら、連携強化を取り組んでいきたい。特に、チーム会議の開催であったりその参加の目安については今後のセンターの中で整理しながら行いたい。後見の申立て、そして審判がゴールではなくて、そこから先の部分で後見の活動がしっかりと進むことによって、ご本人の支援にうまくつながるように、対応できるように関わりをきっちりと整理しながら対応していきたい。

そのように考えております。以上が、4 後見人等支援機能になります。

続いて8 ページをご覧ください。5 不正防止効果になります。

こちらは、家庭裁判所に依頼したところは先ほどの再掲ですけれども、こちらの方が相談先としてあることの周知をお願いしてきました。

申立ての相談がいろいろ入るわけですが、この後見制度がやはりご本人のための制度であるということ、周りの関係者が、なかなか進まないからこういうふうにしていきたいという気持ちは重々わかるんですけれども、やはりご本人さんのため、本人の権利を守るための制度ですと。そういったところで、不適切な支出とか支援にならないようにというのを最初に確認しながら、そこで申立て手続きの支援等を行って参りました。

そしてまた報告書作成の時も、まずきっちりと支出に対しては説明がつくように資料を準備するように、親族後見人等にお伝えさせていただいて対応してきております。課題にありますけれども不正防止効果としては、書類作成支援をセンターでどこまで担うのか、その範囲は、定められているものがないので、整理しながら適切な後見事務が進められるように、こちらの体制も整えていきたいと考えております。

以上、機能の1 から5 について説明をさせていただきました。

#### ○瀧田課長

説明が終わりました。ご説明をさせていただいた点について、確認或いは特に課題ですとか、今後の取り組み方針といったところでご意見がありましたらお願いします。また、こういったものを課題ではないとか、或いはそうした課題を踏まえて、こうした取り組みをやってもいいのではないかとといったようなご意見ありましたら、いただきたいと思います。

#### ○大澤課長補佐

私の方から逆に皆さんに少しお伺いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。今回、国の第一期計画の5つの項目に基づいて説明をさせていただきました。この5つの項目というのがわかりやすかったのでご報告させていただいたんですが、第二期計画の視点も踏まえますと、地域共生社会を実現していくためには、権利擁護支援を推進していくことこそが大切ということで、成年後見制度自体を使うことが目的ではなくて、その人が望む暮らしを支えるあくまで仕組みの一つなんだと。制度が役割を果たすことができるように地域の体制を作っていくことを目的とするのであれば、地域連携ネットワークの構築と、意思決定支援というのは今後ますます欠かせないものになってくるなというふうに認識しているところです。

先ほど担当の方から、本人に困り感がなく後見以外の課題整理に時間を要するケースについてお話をさせていただきましたけれども、判断能力が不十分な方に寄り添った支援ができるように、今後も次期の本市の成年後見制度利用促進基本計画においてもそのあたりを明記しながら、一層注力をしていかなくてはいけないなと思っている次第です。

そうした中でも関係機関の皆さんとネットワークづくりと役割分担。ネットワークづくりに力を入れていきたいなと思いながら取り組みを1年間やってきたところではあるんですが、なかなか手探りのところ。皆様の周りの方で何か、こういったセンターの活動がどう捉えられたかというような何か反応を見聞きしたようなことがありましたら、教えていただけたらと。センターの認知度ってどれぐらいなのかなとか。協働してみたことがあるけど良かった、悪かったよとか、もっとこうした方にセンターが協力して欲しかったなんていう声とか、もしお聞きになっていたら、何かご意見いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○柴田構成員

相談支援事業所連絡会の柴田でございます。よろしくお願いいたします。

大澤さんからのところで、まず、周知のところと言いますと、正直僕の周りでは、そのセンターの利用がまだないという状況です。まだないっていうのは良い傾向なのか。知らないがゆえの何か

か。チラシとかそういうものに関しましては、もちろん周知として利用者さん方にお渡ししているような状況ですけども、その利用者さんたちがセンターの方に出向いたかどうかまでについては、こちらの方は把握しきれていない状況で、ちょっとわかりえないというふうなところでございます。周知のところについては、うちの法人で今度その周知活動を行っていただく形になりますがよろしくお願いいたします。

もう一つ、先ほど意思決定支援のところもワードが出たかと思います。障害の方においても、昨今、その意思決定支援というワードが本当ボリューム的に一昔前からかなり多くなってきていて、私も研修を受けているんですけど。いまだにこの意識決定支援の確たる何かっていうふうなところが、この成年後見のところにおいて意思決定のところでも前に研修受けてと言われたのが、障害の権利条約12条のところと、この成年後見制度においては、ちょっと相反するんじゃないかみたいな、そういうふうなことが言われているわけですね。でも日本はこの成年後見制度を本人たちのベストインタレストというところで、現在までやっている状況の中で、ここの難しさを何がっていうのはなかなか言えないし、まだまだ、学ばなければいけないというので、こういったことに研修をどれだけ展開していくのかっていうふうなところも、今後、成年後見センターといろんな機関とも、勉強っていうのも必要なのかな。

先ほど、市民後見人が1人で受任するのは不安だっていうふうなところは、多分意思決定支援、これもかなり大きなウェイトを占めてるのかなと思うと、丁寧に、かつ、今までも悩みながら模索してきたかっていうふうになると思うんですけど、土業の先生方のご意見を伺いたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

#### ○内嶋構成員

意思決定支援という、やはりちょっと発言しないわけにはいかないの。センターそのものの取り組みはパンフレットにあるように、ここに移ってきたのがちょうど1年ぐらい前ですね。どこの中核機関も周知されるまで5年はかかっています。なので、焦る必要はないのかなと。大事なのは、どこの中核も元々持っている自分のネットワークとか文化ですかね。それをてこにして地域の支援者とうまく連携しているというのがあるので、あんまり国の5つの機能っていうのはもうほっといていいと思います。第二期は中核機関これだけ作ってこれだけのことをやれって言うておいて、どっちかという後見制度後退させているんですね完全に。これも明らかです。後退させて、日常生活自立支援事業と後見制度の中間みたいなものを社協にやらせようということを、一応財政的にもし裏付けが取れば、それを多分やってくるので、国は実は後見制度に限界があるということをとっくの昔わかっている、だから、ちょっとひどい話で梯子を外すようなことをやっているんです。なので先取りするとすれば、さっきおっしゃったように、後見制度に特化するっていうよりもむしろ後見制度も含めた、地域で非常に生きにくさを抱えてる人達、これは高齢者、障害者に限らず、広くそういう方々の生活支援というか生きていくための支援というのをコーディネートする。やっぱり中核機関はすごく大きな機能としてコーディネート機能っていうのが大事だと思うんですね。実際その場で支援に入ってしまうのではなくて、今日来られてる方々に動いてもらうための、誘導というんですかね。だから例えば、いろいろなそのチーム支援をやるにしても、いつまでもついてるわけにいかないわけですね。なので、助走について自分で行けるんだったら、もうそこからパッと手を離すということで。今までそれを結構茅ヶ崎は市役所が強くやっていたと思うんですけども、それをやっぱり意識的に中核機関が少しスライドして持っていくと。市役所がやってきたことを担っていくというような、多分茅ヶ崎の場合はそういう意識をお持ちになった方が、茅ヶ崎の文化としてはそんなに間違っていないのかなって感じがします。センターの状況については満遍なく丁寧に僕はやられている方だなと思うので、他の中核機関と比べてもです。なので、それをそんなに焦る必要はないと思います。

それで先ほど柴田さんからあった意思決定支援の話ですけども、これを話し始めると2時間ぐらいの講義になってしまうのでやめておきますけれど、要は意思決定支援というのは、まずきちんとその対象者であるご本人を主役にするということをまず支援者が共通認識持つこと。そこがスタ

ートです。つつい支援者というのは自分たちのアセスメントとか自分たちのその考え、プランですね、それを良しとしてそれで話を進めてしまうのです。けれども、そこに結構本人がいなかったりするわけです。それは絶対やめると。必ず本人を中心に置いて我々は支援を進めましょうということで。中心に置くためには、本人のことを知らなくてはいけないので本人をよく知るという作業をした上で、使えるものを茅ヶ崎だったら使えるものは何があるんだということを考えて、資源を放り込んでいけばいいというだけの話なんですね。実は国が言っているのは、学者さんがああいうことをひねくりまわしてるだけの話であって、僕はやまゆりとかの意思決定支援の実践で学んだことは、もう今私が申し上げたことに尽きるんですね。なので、そんなに難しい話ではないのですが、肝心なのは支援者が自分の自己満足のためにやるのではなくて、あくまでもやっぱりどんなに面倒くさい本人であっても、その面倒くささをちゃんと受入れるということから始めるというのが意思決定支援の肝だったりするので、それはおそらく中核機関のここでおっしゃってることにちゃんと書かれている。精神さえきちんと持っていればやり方っていうのですかね、方法論は結構ケースバイケースで違ってくるので、それはまたその場その場で。しかも、支援者の中にはそういうことに非常に長けてる方がいらっしゃるので、うまくそういう支援者が入ってくれば、そんなに悩まなくてもケースで進んでいくようなことがあるので、私はそういうぐらいの考え方でいいのかなと思いますけど、柴田さんが先ほど指摘された意思決定支援というのは第二期計画でも、もう一つの肝になっているんですね。地域権利擁護と意思決定支援が二つの柱みたいなものになっているので、それが第二期計画の最後まで、絶対そこをぐいぐい押してくると思いますし、後見制度が個別化されるのももう間違いなく本人の意思決定に資する制度にもう衣替えしろということを国連で言われてしまったので、国内法をガッと変えていくということをやっているので、上から降りてくる立場である茅ヶ崎市の中核機関もそのあたりのことは先取りをして動いていくということをやっているれば、多分間違いはないのかなという気はします。以上です。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。間違った方向には進んでないということで少し安心しました。次期の計画作って行く中でも、やはり地域支援のネットワークづくりからの支援というところと意思決定支援とか二つの柱になってくるところは、今回は振り返りをしながらも、職員、相談員と話をしていたところです。その辺をしっかりと明記して、コーディネート機能という役割を果たしていきたいと思います。支援者がいる方については、茅ヶ崎市では地域包括支援センターであったり、相談支援事業所、ケアマネ等、結構皆さんしっかりついて一緒に動いてくださっていて、非常に助かってありがたいなところです。申立支援の方も一緒に動いていただいたりするところもあって、逆にちょっと負担感、もしかしたらセンターが入ったことによって、何か逆に負担感が出ているのかなというところも若干気になってはいます。あとは、支援者がいない方をどこまで課題整理にセンターと一緒に付き添っていくか。先ほど、どこでどうバトンタッチしていくのかってところですかね、課題が整理できたらその課題に合った支援者につないでいくっていうことになってくるのですけれども、そのあたりに今時間を要しているというところがあります。とはいえ、そこはやはり必要なところだと思いますので、だらだらとそれに付き添うということではなく、ちょっとタイミングとか、その辺はしっかり見極めながらやっていきたいと思っています。

ちなみにその関係機関の負担というところでは、その辺の声を聞かれていたりしていますでしょうか。言いにくいところもあるかもしれませんが、受けとめたいと思いますので、もし何かお聞きになっていればお願いします。

(特に声無し)

そこは大丈夫ということでよろしいですかね。

あと先ほど後見人兼任後のチーム支援で、顔合わせはして役割分担は決めたというところで止まっている。まだ1年というところもあるのですけれども、そこから先がなかなかあまりつながっていない。もちろん何かあったらいつでもセンター入るので言ってくださいとお伝えはしているのですけれどもなかなかないので、皆さんうまくいってるのであったら全然良いのですが、そうではな

くて、センターの後押しがもっと必要なのかなとか、その辺、後見活動されている皆さんや後見人と一緒に支援をしている支援者の皆さんから何かこのようにもっとセンターが入ってくれたらよかったのというケースとか、何かありましたら、教えていただけたらと思っています。ニーズがないのか、私たちのプッシュが弱くて来ないのか等、その辺どう取り組んでいこうかなと思っていますところなんですけども、何かあれば教えていただければと思います。

○小野田構成員

該当するケースは？

○大澤課長補佐

ケース会議を続けているケースが1件ありまして。ご本人、被後見人の方もそうなんですけれども世帯として力が弱くて、例えば障がいをお持ちだったり、はざまの方だったりというところで、世帯として収入も増えていかない、生活保護にも拒否感があるという中で、本人や後見人が頑張っても本人のお金が世帯で食いつぶされてしまったりとか、どうしていったらいいかわからないというようなケースがあって、そうすると障がい福祉課と後見人とセンターと、あとは、地域福祉課の福祉総合相談とかも入りながら、相談支援事業所の方も入っていただきながら、ちょっとどうしていこうか、誰にどうアプローチしていこうかと、どう世帯を支えていこうかということをケース会議で集まってやっています。そういったところで、何か後見人が、調整がうまくいかないな、どうしていったらいいかなと悩むような時にセンターに入ってもらいたいなと思っているケースとかがあるのかなというところなんです。

○高崎構成員

法人後見で後見人をやっていますが、被後見人に知的障がいと下半身に障がいがあり、車椅子生活の方がいます。今日の午前中病院で支援事業所の方それからグループホーム、日中活動、後見人と医者、ケースワーカーが集まって話したのですが、そういう方でそのメンバーで悩んでいて、どうしたらいいかなという話をこちらへ持ってきててもよろしいのでしょうか。ちょっと非常に難しい話ですけども、今のところ自分たちでここ何年か頑張ってきていて、今回、問題があり、保護入院、警察が入って、入院があっても仕方がないなという状況なんですけれども。何とか任意入院で入って、その間に支援の形を変えていくことを検討しようというところで、一応今日の午前中は収まった。ただ、病院の方が今年から厳しくなっていて3ヶ月で退院しなくてはいけないというのがあるので、その繰り返しになるのではないかなという話にもなっていますが、我々としてはより本人のためには、もっと本人の意思、本人の意思決定支援、なかなか意思が見えないというか通常の人からしたら、非常に本人の意思が見えにくい方なんですけども、それができる体制がないかなという模索しているところなんです。そういうことができるのであれば、ご相談させてもらえないかなというのがあります。いわゆるNPO法人で抱えている人に問題があったときに、中核としてどういう手助けができるかというような話ですね。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。もう少しお話を具体的に聞きながらというところはあるんですけども、まずは相談に来ていただければと思います。

センターがどのような形で、一緒に解決に向けて動けるかを、お話を聞きながら、一緒に検討していきたいなと思っています。

○小野田構成員

社会福祉士会小野田です。自分も今センターの役割を考えています。センターが絡んだ案件で、親御さんから引き継いだ、センターにお手伝いいただいたケースがあります。そのケースで考えるとどうなのかなとか思っていて、ご本人の支援に関してはまだ始まったばかりなので、まだこれ

からですけれど、親御さんが難しい方というかちょっとお話が1時間以上終わらないような方で、支援する側としては難しく、負担感があるなというところもあります。もともと自分をご本人の支援で20年ぐらい前から知っていたので、大体その親御さんのこともわかってはいるんですけれど、今後親御さん、高齢のご夫婦になりますけど、その方に支援が必要になった時に、ちょっと丸抱えになっちゃうみたいなのがあって、定期的にこれからチーム会議をやっていくとなれば、そこに中核の相談が入っていただいて、コーディネーター的な役割を担っていただくとありがたいかな。支援者の1人としてチーム入ってもらってという形で、そういった支援の仕方もうすごくありなのかなってというのが1点。

あと申立て前の段階のケースで昨日、今日で自分が関わっていたのですが、うちの事業所の訪問看護の看護師からの相談で後見人が必要ではないかという話がありました。ちょっと小野田さんだからって聞いてみたとのことで、その時点で「センターに電話して」と言うのもどうかと思ひ、自分でいろいろやってみようと思って関わりました。親御さんが去年の末に亡くなっていて、精神障がいのある息子、といっても65歳なんですけれども、うちの看護師が言うにはお金の使い方がすごい。通帳をみせられたりしてるんですけど、3ヶ月ぐらいで200万ぐらい無くなっているという話があって、ちょっとこれはまずいのではないのっていう話で、相続が行われているかどうかもわからない。弁護士さん関わっているっていうのは聞いていて、その弁護士さんの連絡先もわかっていたんですね。状況がわからなかったので障がい福祉課にまず連絡して、相談員、計画相談の方も入っていたのでそこも連絡したのですが、それで、生保が絡んでたっていうこともあって、一時的に生活保護を利用していた。結果的にその保護費は返金しているんですけど貯金があることがわかって、そのケースワーカーにも連絡して、あと弁護士の先生にもちょっと連絡したんですね。そこまで自分が関わる必要はないのかなと。中核機関として大変だなみたいな感じで、自分としては関わっていたんですけどもし中核機関やるとしたらそういう動きをするんだろうなっていうふうに思っていたんですけど、ただ関わりを持っている人たちの情報がすごく断片的で全然つながっていないんですね。その時点で集まって支援ができるっていうことが、もうちょっと前の段階なのかもしれないですけど必要だったのかなっていうふうに思っていて、結果的には計画相談の相談員に、今こういう状況だからってまとめた情報をお伝えして、センターの方に相談するっていう流れになるかと思うんですね。ただ、訪問看護師からの情報だけなので偏った部分もあるかと思うので、そここのところは、将来の本人ときちんとやりとりした上で意思決定支援とともにですね、申立てするかどうかの検討も必要かと思います。というようなことでお伝えしたんですけど、その段階からもし入っていただくとしたら、やはり継続して申立てになるかどうかもわからないんですけど、成年後見の利用に至らなかったにしても権利擁護支援として、他の社会資源なり、手だてがあるのかな。チームで関わっていることで、一定程度的見守り体制ができるかもしれないし、そういう関わりにも、継続してセンターが関わっていくっていうのもありなのかなというふうに思いました。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。相談があったら、センターがこう動いていろいろ情報収集しなくてはいけないところまでやっていただいて。

#### ○小野田構成員

やっぱり、どこで関わるべきかちょっとポイントがあるのかなというふうに思うんですけど、例えば、支援者の中でそのセンター周知ができていて、もっと前の段階でこうつながってるっていう可能性もあったのかなというふうに思ったんで、そこはやっぱり今後の課題も一つあるのかなというふうに思いました。

#### ○糸構成員

コーディネート機能の話が出てきたんですけど、病院で、相談室の相談員がベテランの方がいる

病院はいいんですけど、そうでないと結局何の整理もできないまま、ぐちゃぐちゃになっている事案がおそらく多数存在するのではないかなと思うんですね。それに手を突っ込んでしまうとあれもこれもきてしまうからどうかなという気もしないでもないですけど。現に私なんかはしょっちゅう藤沢の徳洲会から電話が来るので、それを私に聞くのかいというふうな感じもありますけど電話が来るんですよ。そこは僕が知恵を出すと、わかりました本人に聞いてみますとかいう話になるんだよね。そうではなくて、やはり抱えてるけど、全くどうにもならなくて、困っている病院っていうのもおそらくあると思うので、そういうところに対して、コーディネート機能ありますよっていうような周知をするのも一つありかなというふうに感じながら聞いていました。

そして、意思決定支援に関してはさっき内嶋先生言ったように本人とどれだけ仲良くなって親しくなって、お話ができるようになるかがやっぱりキーワードなので、どうしても、人によっては時間ばかり見て、本人を見ていないような後見人も中にはいるやに聞いていますので、その辺がやっぱり一番問題なのかなと。僕は翔の会の関係の方を2人みていて、1人は20年以上の関わりになるので、そうすると1回大体1時間半から2時間ぐらいは、お茶飲みながら話をして、そこでいろんなことを考えている。7月と10月って変な時にいろんな職員が異動してしまうので、本人が親しくしていた人たちが全部消えるんですよ。なので、そこに関してもやっぱり本人を含めて、じゃあどうやって上手く入れ替えをしようかねということも、一緒に考えながらやるというのはやっぱり意思決定支援であるし、本人に寄り添うということだと思うので、時間時間というふうにやっていると、ずれてくるんだろうというのを一つは感じています。以上です。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。コーディネート機能というとなんかすごいですけれども、実際センターが入らなくても、上手く回ってるようなところとかは全然センターは別に無理に呼んでくださいっていうものではもちろんないんです。例えばうまく関係機関とつながることができずに、ケース会議を開くのが難しいとか、まずどこが関わってるのかもちょっとわからないとか、何かそういったこととかがあればセンターの方も一緒に入って課題整理とかネットワークづくりっていうところをやっていききたいなと思っています。地域の方だったりご親族、家族だったり、支援者の皆さんだったりっていうところからの声がないとセンターも最初の関わりが持てないので、そのあたり何か思うケースとかがあれば、センターの方にご連絡いただけたら嬉しいなと思っています。引き続きよろしくお願いします。様々なご意見ありがとうございます。

#### ○尾上構成員

ちょっと違う話なんですけれど、この資料はこの会議のためだけじゃなくて、どちらかにまた、発表する資料ですか。

#### ○大澤課長補佐

今のところ予定はないんですけど、何かあれば使って展開していききたいなと思っています。あとはこれからの次期の計画を作っていくこともあるので、その辺もちょっと頭の中では念頭に入れながら、課題整理をしてきたところです。これをベースに次期の計画の骨子とか作り始めて、また皆さんの方に適宜、情報共有させていただきながら、意見もらえたらなと思っていますので、よろしくお願いします。

#### ○尾上構成員

関係機関というワードが文章の中にもたくさん出てくるし、今お話の中でもすごく出てくるんですけども、多分使っているところによって関係機関の中身が違うと思うんですね。関係機関（施設病院銀行等）とか書いてあったりする中で、そもそも一般の方を読むと関係機関ってどこっていうところから始まっちゃうと思うので、もし一般の方向けにアレンジして発表するのであれば、関係機関は例えばこういうところがあってというのが、お示しされていると、もうちょっとわかりやす

くなるかなと思いました。

#### ○大澤課長補佐

確におっしゃる通りで、関係機関って、銀行とかのこと言っていたりとか支援者のこと言っていたりとかいろいろなので、そこを整理して伝わるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

#### ○渡辺構成員

コスモス成年後見サポートセンター渡辺です。資料の後見人選任後についてセンターの関わりがないけれどもいいのかなみたいなお話で、そこからいろんな話に転換したのかなと思っているんですけども。そこに戻ると、出された事例については計画相談の事業所であったり、あと、高齢のケースであればケアマネがついているケースもあるのかなあと。そこに法的な権限を持っている後見人を選任することができた。また一つ進むよねというところで落ち着いてしまって、センターとしてもちょっと手が離れたので、状況がわからないっていうことなんだろうと思うんですけども、そういう相談職、相談事業所であるとか、ケアマネという相談職が入っているケースだろうと思うので、ほとんどはそういう方に時々連絡を取って見ていただいて、大丈夫ですかねみたいな感じで確認すれば、情報入ると思うので、その段階で、この専門職が自分の専門領域だけを頑張って支援していて、ちょっとバラバラっぽいとか、せっかく法的権限を持った後見人をその場に入れることに成功したのに、後見人もその権限を有効に使えないで困っている。どちらかということその本人を取り巻く他の困難が襲ってきているというような状況が発見されたのであれば、投げかけをすれば、ちょっと1回会議で統合的に情報を集めませんかと呼びかけられるのはいいんじゃないかと思うんですよ。なので、そんなに関わりがないっていうことで、問題があると私は思わないんですけども、でも気になさっているのはいいことだと思うので、そういうところからちょっと情報を入れて、何かあるようなら、そういうキャッチしたら、投げかけてみたらいいんじゃないかと思います。そこにだけずっと関わっていると、新しく入ってくるSOSが、中核で拾えなくなっちゃうと思うので、それはそれでうまく手を離れたのであれば、あとは、相談職からのレーダーでSOSが察知されたときだけ動けばいいんじゃないかと思うので、これはこれだろうと思います。

あと3番市民後見人の活用になんていう部分が幾つかの項目にわたってあったと思うんです。メンバーが少し変わられたので、前から私が言ってきたことをまた申し上げさせていただきたいんですけども、申し立て時点で、例えば本人の財産がいまいちわからないとか、負債があるかもしれないとか、収入を生活支援課の調べでは生活保護は使えないぐらいだけれどはっきりはわからないとか、資料がないということですよ。そのようなときは一旦専門職を立てていただければ、全部調べて課題がないかどうか、収支はどうか確認をできると思います。それで、もう最初からその段階までいって、課題が他になければ、整理されたところで事案が安定と確認できたらリレーしていただきたい。最初からそういうことで市長申立とか、親族申立等をするということで、候補者依頼をいただければ、こちらも最初からわかりました、初動を終わらせて安定状態に持ち込むように頑張りますと。そこ終わったら辞任して、市民後見人等に引き継ぎますよということでできますので、もう事例たくさんありますので、そういうふうにやっていただくと、市民後見人が、せっかく何十人も生まれているので活用しやすいと思います。

あとは法人後見と同時にというのは社協とも絡むと思うので、私の方からちょっと何も言えないんですけども、ぜひそういった形で成年後見もプレーヤーを、増やしていただくといいのかなと思います。今後は成年後見ありきの中核ではないという話が出ていましたけれども、そうは言ってもやっぱりプレーヤーがあまり潤沢にいるという感じはしないので、利用者側からしても選択肢が広がるのはいいことだと思うので、これはやっぱり専門職じゃなきゃまずいよねとか、これは市民後見人が地域で見て欲しいとか、要するに選べるような状態を作るっていうのも中核の方でちょっとやっていただくといいのかなと思っています。市民後見人の活用を引き続き申し上げていきたいなと思って付け加えました。お時間いただきましてありがとうございます。

○大澤課長補佐

専門職のリレーというところで心強い言葉ありがとうございます。今それについても市社協といろいろ調整しながら、またうちの中核で受けている案件についても、ここさえできれば、市民後見人でもいいかななんて話もしているところですので、そのあたり、丁寧に課題整理しながら、ケースバイケースで対応していきたいなと思っています。

ちなみに、前にもお伺いしたかもしれないんですけども、リレーという形がいいのか、最初から複数受任という形の方がいいのかって言ったときにご意見があるでしょうか。市民後見人からすると、一緒に入って信頼関係を作った中でバトンタッチできるっていう複数受任から入ると心強いなどがあるかと思うんですけども、その辺り専門職の皆さんからご意見があればお伺いできればと思います。

○渡辺構成員

先に実態を報告させていただくと、私共と市民後見人がダブルというのはやったことがないので他の先生方に実態を聞きたいんですけど。あと家裁がどう考えているかってのもちょっと私わからないのでここではちょっとコメントしないでおきます。行政書士が先に入って収支だとか、課題がないのかとか、居所がちゃんと安定しているのかとか、そういったことがクリアできれば当初の予定通り市民後見人に引き継ぎますということで、もう10件近くやっています。主に藤沢ですけど。市民後見人は社協の方に基本的には相談できる体制になっていますので、困るようであれば、社協に相談されると思いますし、引き継ぐときは行政書士で会っていますので、何かあったら聞いてくれればよかったよっていうのは教えられるというところで、連絡を事務的に最初はいただくんですけど、やっているうちに、「すみません先生今この方、今こうなってるんですけど、こういうことしたいんですけど大丈夫ですか？」みたいな。事実上一緒には受任していないですけど、お電話はいただくという、そこで簡単なことについては、アドバイス差し上げているっていうのが実態ですね。なのでこちらはそんなに、不安じゃないのではないかと思いますわけではないんですけど、受ける方からすると、ちょっと心配あるのかもしれないですね。初めてだとね。その辺は私どもの場合はそんな形でやっています。ちなみにダブルでやってくれて言われたら、それはそれで別に構わないとは思っています。実際どうなのかちょっと先生方にちょっと聞いていただければと思います。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。他にご意見があればいかがでしょうか。

○尾上構成員

茅ヶ崎市で複数やっています。リーガルサポートの尾上です。私が複数でやったから市民後見人が1人でやりたくなくなった。逆に、悪影響与えちゃったかなっていうところもあるんですけど、私が複数で入ったのは、お父さんの相続の部分は私がやる。本人の身上保護は最初から市民後見人の担当というところでした。そういったケースでは複数で入ってご本人との信頼関係を最初から市民後見人の方が築いて今のところうまくいっています。今日もたまたま会って近況とかを伺ったんですけど、うまくいっているかなと思うので、だからケースバイケースなのかなと思います。

逆に、渡辺先生にお伺いしたいのが、リレーを前提で申立てをして引き継げない案件というのはあるんですか。

○渡辺構成員

引き継げない案件はやはり出てくる。

○尾上構成員

そうですね、だから士業で引き継ぎを前提で1件受けますっていうところがある中で、引き継げないとなってくるとずっとそのまんまというのはあるので、ケースバイケースなんだと思いますけど、最初から関わっていた方が良いかと。あと権限分掌は親族後見人と複数の場合は大体財産管理部分は専門職で親族後見人には身上保護だけという権限分掌ですけど、市民後見人の場合は、もう権限分掌はなく、当然市民後見にも財産管理できますという形で審判もおりているので、家裁の方もやっぱりご親族とは違うっていう認識でいられるとは思いますが。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。勉強になります。こちらはケースに応じて少し分担することが適任なのかそれとも1回整理をした後で、つないでいただく。当然リレーできないケースというのは、もう課題が散見してなかなかというケースだったり、ご本人の特性だったりというところもあるかと思うので、それは仕方がないかなというところだと思います。受任調整の時にご本人の事情等とかを見ながら検討していきたいと思います。

#### ○瀧田課長

様々な具体の実例を含めてご意見ありがとうございます。いただいたご意見も含めて今後の取り組み方針にしっかりと入れて進めて参りたいと思います。ありがとうございます。

時間の都合もありますので、議題（1）はここまでとさせていただいて、二つ目の議題の方を移りたいと思います。地域福祉推進のためのアンケート調査の質問項目についてということでも、事務局の方から説明をお願いします。

### ●議題(2) 地域福祉推進のためのアンケート調査の質問項目について（成年後見制度関連）

#### ○大澤課長補佐

次期計画づくりの資料としたいというところになるんですけど、事前にお配りがちょっと間に合わずにすみません。当日配布で資料2「R6 地域福祉推進のためのアンケート調査の質問項目について（成年後見制度に関するものを抜粋）」というふうに書かせていただきました。

これは別途計画冊子の後ろの方に載っています地域福祉推進のためのアンケート調査があるんですけども、前回調査したときの内容、調査票とその結果になっています。それと見比べながら、こちらの資料2を見ていただければと思うんですけど、基本的にアンケートの質問数は、やはり多すぎると答えてもらえなくなってしまうので、30問程度に収めたい。成年後見制度に関する質問、アンケートについては129ページからです。成年後見制度ご存知ですかとか成年後見制度を知ったきっかけは何ですかっていうような質問がいくつか出ているところです。その中で、基本的には成果を測りたいので、前回の調査を踏襲しながら、該当の推移を見ていきたいなと思っています。ただ中核機関もスタートしているので、新しい質問というのも追加で考えてみたいと思っています。それが資料2 新規の質問候補として上げさせていただきました。

一つは、問Aとして「将来ご自身または親族に成年後見制度を利用したいと思うか」というところで、「必要があれば利用したい」もしくは「利用したくない」「わからない」といったような選択肢で置かせていただきました。制度のニーズ把握ですとか、あとは「利用したくない」と思っている理由がどこにあるのかを確認しながら、支援の現場で最初の概要説明ですとか、本人のニーズとのマッチングというところをはかっていきたいなと思って、この質問を入れさせていただきました。

特に「必要があれば利用したい」の選択肢としては、（ア）親族や友人に制度を利用して身上保護や金銭管理を依頼したいから、（イ）頼れる親族等がないため、専門家に身上保護や金銭管理を依頼したいから、（ウ）専門家に身上保護や金銭管理をお願いできれば安心だから、（エ）相続や家の処分等の手続きで必要が出たら利用せざるを得ないから、（オ）その他を設定しています。

また、逆に（イ）利用したくないという人については、（ア）成年後見制度についてよくわからないから、（イ）成年後見制度そのものに反対だから、（ウ）手続きが複雑だから、（エ）申立て費用や報酬等の負担があるから、（オ）後見人等に身上保護や金銭管理を委ねることが心配だから、（カ）親族（介護者）が元気なうちは、親族が身上保護や金銭管理をしたいから（親族に身上保護や金銭管理をしてもらいたいから）、（キ）利用のタイミングがわからないから、（ク）誰が後見人に選任されるか不安だから、を選択肢として設定いたしました。

もう一つ問Bとして、成年後見制度を知っている方に対して「成年後見制度の特徴で知っていることは何ですか」という、質問を出してみたいなと思いました。これによって周知不足の点を確認するとともに、誤解による今後の利用した後のトラブル回避というところを狙いとしていますけれども、選択肢としては、（ア）では本人が生活していく上で必要な法行為を行う、（イ）については法定後見と任意後見があるよと、（ウ）～（オ）については、後見の業務に含まれないものというところですけども、家事、介護等の直接的な行為、病院への入院とかの保証人は含まれないそういったところを掲載しています。また（カ）としては、本人のための制度だから原則として本人のためにその財産を支出することになるというところを念押ししているところですね。（キ）として、成年後見制度の利用を原則として途中でやめられない（ク）はお金かかるよといったところ。（ケ）については、後見人等を選任するのは家庭裁判所だよと。（コ）は国では成年後見制度の見直しに向けた検討が現在行われている。これはどの程度周知が広がっているのか、皆さんどれぐらい関心あるのかというところも知りたくて選択肢に載せたところになります。

新規の質問に対して、この選択肢おかしくないか等、ご意見アドバイスがあればいただけたらなと思うんですけどもいかがでしょうか。

#### ○柴田構成員

説明いただきありがとうございます。新規の質問のところで、問Aの（ア）必要があれば利用したい、（イ）利用したくない、（ウ）わからないの（ウ）わからないがわかりにくいなというところがあって。（イ）利用したくないのところで、成年後見制度についてよくわからないからとか、要はわからないから利用したくないというのは、そもそも不明というか、どういったことだかわからないからってということに関すること、何かこう言葉のところで、何かすごい違和感を感じてしまった。もしこの質問項目ならば、利用したくない根拠というようなところがわからないからと、制度そのものがわからないからのところですよということになりかねないかなとか、何かそこら辺が僕の中でうまく説明できないんですが、いかがでしょうか。わからないというよりは、利用するかしないかをというところを取るのであれば、不明というところであるならばわかるんですけどいかがでしょうか。

#### ○大澤課長補佐

今すごくしっくりきました。ありがとうございます確かにそうですね。確かに不明にしておいた方がしっくりきます。

#### ○内嶋構成員

語句の修正を問Bのところで（ア）2行目の本人が生活する上で必要な「法行為」という言い方はなくて「法律行為」ですね。それから、（ウ）の部分で、家事介護等の「直接的に行う」、言わんとすることはわかるんですけども、法律上はこれ「事実行為」という言い方をします。法律行為と対峙する事実行為という意味で使います。これを読まれる方がどこまでわかるかわからないですけど、直接的に行う行為は、例えば契約行為も直接に行っているの、ここはもうある程度概念的な言い方をするしかないのかなと。あと、（オ）の部分ですが、後見人等の業務には病院への入院云々の「保証人」ではなくて「保証」にした方がいいと思います。人間ではなくて行為を指す言葉にされたらいいかなというふうに思います。以上です。

○大澤課長補佐

大変助かります。ありがとうございます。

○尾上構成員

今の（エ）病院への入院の保証は含まれない。確かにそうなんですけど、手続きは別にするわけじゃないですか。これを読んでわからない人が記載のこととかをやってくれないと後見人がと思われるかもしれないと思います。だから入院の手続きはするけれどもとか、入所の契約の手続きはするけれども、保証はしないよとか。

○内嶋構成員

これは業務という言い方しているので、主語をです、後見人等は病院入院や施設入所時の保証人にはならないという言い方をすれば、さっき先生がおっしゃっていたその手続きをやるというのは全然別の保証人になるかならないかというところにフォーカスができるので、その方がいいかなと。原文だとちょっと確かに紛らわしいというか、深読みする人が出る可能性があるのですが、後見人等は保証人にはならないという、そこを明確にした方がいいかなと、多分素人の方はその方がわかりやすいと思います。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。今いただいたところは修正をして、アンケート調査票を作っていきます。ちなみにこれが質問候補として載せたんですけれども、これを載せるためには削らないといけなくて、何を削っていいかなって思ったときに問 22-3 のところですね、成年後見制度に対する考えというところで、あなたの考えに当てはまるものをお答えくださいというところなんですけれども、この辺りはもしかしたら、新しく設定聞く質問でカバーができるかなところもあって、そこを削ってもいいかなと思っています。あと問 24「隣近所で判断能力が十分でないと感じる人がいるか」その理由というところなんですけれども、なかなか判断能力が十分ではないということを隣近所で何かおかしい、おかしいなとか何かこうありそうだなと思ったときに判断能力がないと思うかどうかというところがなかなか難しいんだろうなと。それを聞いたところで、私たちがそれを受けとめてどう支援に生かしていこうかなというところが難しいのと、あとは問 12 の方で、「隣近所に行政の支援が必要だと感じる人」がいるかというところの質問がありまして、回答のパーセンテージとしても大体似たようなところなので、この辺りは削ってしまってもいいかなと思っています。問 22-3 と問 24 については削ってもいいかなと思っています。問 25 の市民後見人の認知度については、聞いてみたい気持ちもあるんですけれども、まずは成年後見制度の認知度の上げていくっていかそちらの方が先かなと思っていますので、あとは聞くのであれば、市民後見人の活動に関心があるみたいなのところとかも少し聞いてみたいかなと思ってんですけれども、この問 25 については、全体の質問数を 30 に収める中で調整をしていきたいかなと思っています。問 26「判断能力が低下した時に相談したいと思う相手」につきましても、やっぱり聞いてみたい気はするんですけれども、問 10「困ったことや不安を感じたときに相談したい相手」というところと類似してくるので、選択肢を少し広げることで、削ってしまってもいいかなと。この辺りも全体の質問数の中で調整を図っていきたいと思っておりますが、この削る質問もしくは削るかもしれない質問の候補について、これは残しといた方がいいでしょうというようなご意見があれば、伺いたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○内嶋構成員

アンケートを取る側の思い、意図が大切なので最終的には事務局で聞きたいことを入れてくれればよいのではないかと思います。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。こちらのアンケートについては以上になります。10月中旬から11月中旬にかけて、20歳以上の男女に対して無作為抽出で2000人を選んで、アンケート調査をしていく予定です。また結果についてもご報告をさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○瀧田課長

それでは(3)その他としておりますところは、資料で配布させていただきました、受理件数等と、あとの表についての少しご説明もと思ったのですが、時間の都合もありますので、この資料の方は、お目通しいただくということでよろしく願いいたします。

続けて大項目の3その他でございます。こちらについては今日せっかくこの場にお集まりいただいているので、委員の皆様から何か報告したいということがありましたらお願いしたいんですけどもいかがでしょうか。

#### ○茂木構成員

茅ヶ崎市社協の茂木です。いつもお世話になっております。市民後見人のことで皆様にご協力いただいておりますので、ご報告をさせていただけたらと思います。前回の会議の方でもご報告させていただきましたが、昨年度、市民後見人養成講座を開催させていただきました、4名の方が修了されています。6月に日常生活自立支援事業のケースに同行するという研修をさせていただきました、秋頃にバンク登録の面談をということで進める予定になっております。

市民後見人の受任件数について先ほど4件とご報告いただきました。今、法人後見との複数受任、市社協も複数常任これが初めてのケースになるんですが、複数受任のものを1件市長申立てによる準備していただいているところです。この方に関しては被後見人と年齢が一緒ということで、ちょっと変な話どっちが先かというところが心配だというお話があったので、法人後見と複数でやっていくというお約束で受けるものになっています。

もう1件複数受任で、リレーというか将来的にはもう市民後見人一本にするということを見据えた複数常任というものを会議の中で先生方からご意見を頂戴していたので、法人後見とその市民後見人の複数で受けて、最終的には市民後見人という形でやりましょうという部分を一つ準備していました。しかし、直前で市民後見人から、残念ながら仕事の関係でお断りをさせていただきました。法人後見で単独受任して、法人後見サポーターに就いていただいて、引き渡すという流れを今考えているところです。もう一人法人後見サポーターで、既に活動している方がいらっしゃいますので、一応目標としては年度内に複数受任を上げられる方を1名と、あと法人後見サポーターから移行される方を2名で、3名の方に新たに受任をしていただけるように進めたいというふうに思っています。法人後見サポーターからの受任は、できればその受任時期をちょっと、一緒にさせていただいて、私たちの方でフォローするタイミングが一緒にできるっていうのもありますし、同時期に同じ過程をこう進むことで、お互いに情報交換しながら相談してやっていけるっていうのも一つ強いのではないかなというふうに思いまして、その受任のしやすさに繋がればということでちょっと試してみようかなというふうに思っております。またこの会議の中で進捗状況についてはご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○瀧田課長

ありがとうございました。他にありましたらお願いします。

#### ○高崎構成員

最初の紹介のときにお話しましたように、3月までは私どもの湘南ふくしネットワークオンブズマンが中核機関の相談業務に携わっていましたが、事情があってそれを辞任いたしました。それまで委託を16年間ずっと続けてきた内容を整理して記述しています。印刷物と資料の新聞。一般の方に配るんで一般の方向けの文言になっています。簡単にご紹介しますと、基本的には現状の

中核機関でやっているような内容ではありますが、当時、我々だけでやっていた時にはあまり連携という部分がありませんでした。大きな問題に関しては、地域福祉課の方へお話して、広げていただくと連携していただくという形でやりましたが、私どもの方だけでやっていた分が、後見人がついたら、もうあとは追わない。或いは話があったけれどもその後何もなくなって、ナシのつぶての方というのもあんまり追いかけてなかったと。そこは反省の部分だと思います。

今後我々としては、小規模ながら、相談を受けながらやっていこうとは思っています。それから広報活動もすでに始めましたが、出前ミニ講座を要望があればNPOとして実施していております。多分、実際に行ったことなんで、おかしいとか、間違っているとかいうところがないかとは思いますが、おかしいところはおかしいことをやっちゃったんだなと思ってください。後は読んでいただければと思います。

#### ○尾上構成員

質問よろしいですか。成年後見支援センターが昨年4月から場所を移られてと活動されて1年ちょっと活動されたと思います。前の場所にある時から関わった方が継続して相談に来られたり、そういった方がいらっしまったと思います。その方たちは、成年後見支援センターが市役所内に移ってから、新しい後見センターに相談来られましたか。

#### ○高崎構成員

来られた方もいらっしまいます。それから、街であった方で、市役所に行きたくないと言われた方もいらっしまいます。ほとんどの方がこちら側で1年間私どもやった中で、この人はあの時の人だなというのが、結構ありました。

#### ○尾上構成員

ありがとうございます。今伺ったのは茅ヶ崎市の成年後見支援センターも聞き及んだ話でいうと形態がもしかしたら変わるかも。このままの形で市が直接なのかとかいうところがいろいろあるかと思うんですけども、内嶋先生がおっしゃったように定着するまでに4年5年っていう話を聞くと、母体がもし変わったとしても、場所はなるべく変わらない方がいいんじゃないのかなと。すごく無理なことを言っているんだと思うんですけども。あそこだからやっぱり聞きやすいとか足運びやすいっていうのがあるので、この間も人権委員の相談できたときに後見のお話があったから、あそこにあるから帰り寄っていったらどうですかとか。すごくやっぱり、同じ建物内にあるっていうのはすごく足を運びやすいし、せっかく今築き上げているものがまた場所変わってなくなってしまわないかと。名前とか覚えていないと思うんで、一般の方は場所とかそういうところで認識している方が多いと思うので、なるべく同じ場所で継続していただきたいなと思います。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。もちろん今すぐ結論が出るものではないんですけども、ご意見、本当にその通りのところもありますので、今後どうしていくかといったときにそこも踏まえて検討を進めていきたいと思います。

あと、Sネットに関して言うと、こちらの資料にもある通り茅ヶ崎市のエンディングノートの作成にも携わっていただいたりと、結構茅ヶ崎市の権利擁護支援というところで大きくずっと長く関わっていただいたので、本当にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。

次の開催なんですけれども、9月を今のところ予定しております。また近くなりましたら調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### ○瀧田課長

それでは長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。

皆様におかれましては、まだ厳しい暑さがまだまだ続くのかと思いますが、どうぞ体調には気をつけていただいて、また9月にお会いできればと思います。本日はありがとうございました。

以上